

各 位

会 社 名 株式会社ビズライト・テクノロジー
(コード番号 4383 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 田中 博見
問合せ先 取締役経営管理部長 石井 陽
T E L 03-3526-2090
U R L <https://bizright.co.jp>

TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年9月29日開催予定の第16回定時株主総会において、「上場廃止申請の件」を付議、同総会における特別決議を経た後、すみやかに上場廃止申請をすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上場廃止申請を行う理由

当社は、去る2018年5月、TOKYO PRO Market に株式を上場いたしました。株式上場により社会的信頼性が向上したことなどにより、様々な事業活動においてスムーズな展開を図ることができるようになり、更なる成長、飛躍をもたらす土台として、株式上場は一定の成果を上げました。上場後2年弱を経た昨年春、比較的多額の投資を伴う新たなビジネスであるメディア事業をスタートさせることができたのも、株式上場によるひとつの成果であったと認識しております。

しかし、新型コロナウイルスのまん延による極めて厳しい経営環境の下、当該メディア事業において目論んだ収益が大幅に未達成に終わったことを主因とし、2021年6月期決算において大幅な赤字を計上、当社は債務超過状態に陥り、早急かつ抜本的な対策を講じる必要に迫られる状況に陥りました。

この経営危機から脱するためには、まずは自らが意思決定することで可能な固定的支出の極小化を速やかに実現し、手許資金の減少を食い止めること、そして、様々な対策がトップダウンでスピーディに実現できる環境を整えることが急務かつ最重要であることを前提に、対策の指針を慎重に検討いたしました。

その結果、上場によるメリットを手放すこととなるものの、まずは手元資金の維持・確保、そして経営判断の即応性を高める効果が確実にもたらされることが期待できるため、早急な株式上場廃止申請をすることが妥当であるとの結論に至りました。

2. 今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条により、株主総会の特別決議を要することとなっているため、第16回定時株主総会において、上場廃止申請の件を付議いたします。

当該株主総会における可決承認を経て、同日、上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し、受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、20営業日後に上場廃止となる予定です。

今後、上場廃止に至るまでの主な予定日は下記のとおりです。

(1) 第16回定時株主総会招集事項決議	2021年9月14日（火曜日）
(2) 第16回定時株主総会	2021年9月29日（水曜日）
(3) 上場廃止申請日	2021年9月29日（水曜日）
(4) 上場廃止日	2021年10月27日（水曜日）

3. 担当J-Adviserについて

今般策定した日程により当社がTOKYO PRO Market に上場廃止の手続きを進めることに関し、担当J-Adviserであるフィリップ証券株式会社からは、上場廃止までの間は担当J-Adviserとしての業務を継続する予定であると説明を受けております。

以上